

EV グリッドワーキンググループ及び配布資料等の公開について

本ワーキンググループ及び資料等の公開については、以下のとおりとする。

1. 本ワーキンググループの公開について

- ・ 率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として、公開しない。

2. 議事要旨及び資料の公開について

- ・ 議事要旨については、発言者を明示しない形で案を事務局において作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。
- ・ 資料の取扱いについて、事務局作成資料は、率直かつ自由な意見交換に支障のない範囲で、原則として公開するものとする。参加者の提供資料等、事務局作成資料以外の資料は、原則として非公開とする。

以上